

Immigration Expert

行政書士



フォーチュンクッキー

法務事務所

住所 東京都北区赤羽北3-17-13成田商店101号  
Narita Shoten 101, 3-17-13 Akabane Kita, Kita-ku, Tokyo

電話 03-4361-9949 / 080-8847-3117

Emai fch21080896@gmail.com



毎度、お世話になっております。  
行政書士の宮内です。

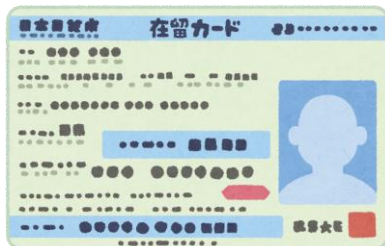
在留資格の認定・更新・変更および永住権申請をおこなっております！

東京都北区の小さな行政書士事務所ですが、ご安心ください。

申請実績のある事務所です。

当事務所のご利用料金（手数料）は…

在留資格の 認定・変更・更新・永住の申請が



基本料金 **50,000** 円

転職のない更新は**25,000**円

# ただし、



## 別途料金のかかるもの

※実費等は別途かかります。収入印紙代金など

理由書の作成

※最低2枚からお願いします。

A4用紙1枚作成

その他申請時に必要な書類の作成

※在留資格「経営管理」で必要な事業計画書など

2,000円

申請に許可がおりた場合の新しい在留カードの受取り

※お客様がご自分で受け取る場合は料金はかかりません。

10,000円

**永住権申請については**申請書類をイミグレーションへ直接持ち込む申請になりますので別途、出張費用がかかります。

10,000円

# たとえば…

他の在留資格から「経営管理」への変更許可申請を行った場合

内容	個数	料金	合計料金
「経営管理」への変更許可申請	1	50,000円	74,000円
理由書の作成	3枚（の場合）	6,000円	
事業計画書の作成	8枚（の場合）	16,000円	
株主総会議事録（報酬）の作成	1枚	2,000円	
在留カードの受取りも 依頼した場合	1	10,000円	84,000円

オンライン申請専門なので手数料が安い！

内容を細分化しているので、予算に合わせた

手数料に調整できるので、財布に優しいです。



オンライン申請に特化していますのでイミグレーションへは基本的に直接行きません  
その分負担が軽減されます。  
負担が軽減されている分、お客様の負担も軽減すべきですね。  
なので財布に優しい「一律基本料金5万円」で行えるんです。

# その他に…

ご自分で書類を揃えて、入管へお持ちいただく場合は

☆申請書の作成

☆理由書の作成（3ページまで）

**20,000**円

※ただし、前金制になります。入金確認後、作業に入ります。

たとえ不許可になった場合でも、いただいた前金を、お返す事はございません。

完成書類の郵送を指定される場合は、レターパック代金（370円）が別途かかります。

理由書は3回まで訂正が可能です。

申請書作成にあたり、申請情報をご提示いただきます。

# ！当事務所ご利用の注意点！

理由書はお客様が枚数を指定できます。（最低枚数は2枚から）ですので、予算に合せた料金に設定できますが、申請に内容によってはやはり2枚ではなかなか厳しい場合もございます。

2枚でも理由書の作成は可能ですが、理由書の内容的には薄いと思って下さい。イミグレーションの担当審査官の方に内容が伝わりにくい場合があると考えてください。

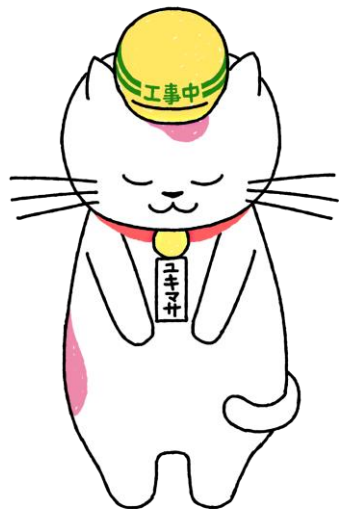
※その場合、不許可になったとしても一切の責任は負えません。

理由書はおお客様の想いを伝える大事な書類の一つであり、分かりにくい申請書類の内容や就労ビザの場合、お客様の就労内容に説得力を与える材料であると思って下さい。

※理由書はとても大事な書類です！

なのでまずは「フォーチュンクッキーにお任せ」していただけますと幸いです。

理由書について…



# 申請までのながれ



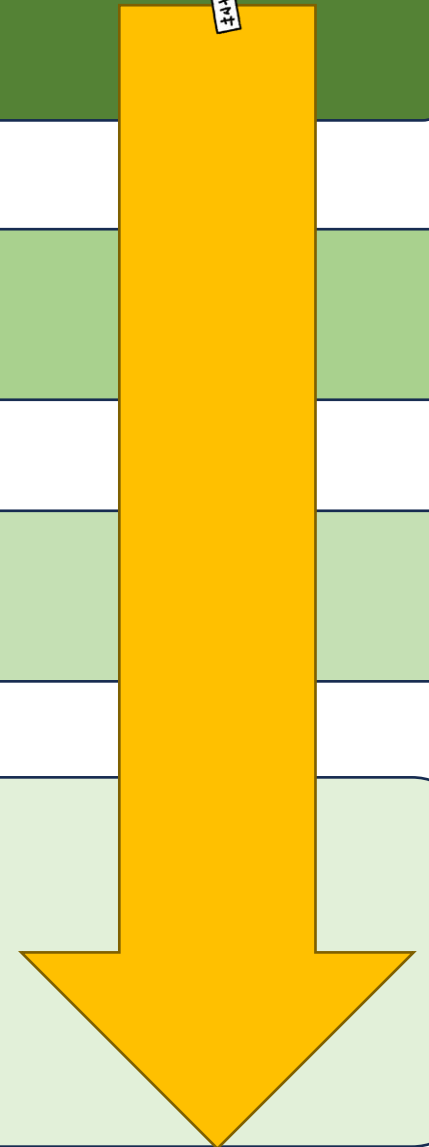
1. 依頼の受付…電話もしくはEmailでご連絡ください。  
折り返しこちらから連絡します。

2. 面談…メールか対面もしくは電話で面談いたします。（料金や内容）  
お客様が納得されました契約成立です。

3. 着手金の支払い…着手金20,000円の入金を確認後、作業開始。  
※着手金は不許可の場合でも、返還は致しませんのでご了承ください。

4. 変更、更新、永住権申請の場合…着手金の確認をしましたら連絡します。  
その後、レターパックでパスポート等  
申請に必要な書類を当事務所へ送って  
いただきます。

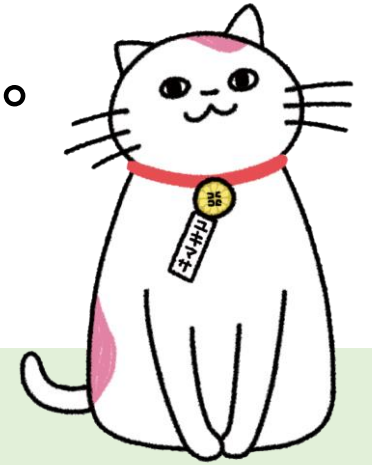
認定許可申請の場合…着手金入金の確認後、必要書類を送付していただき  
揃い次第、書類作成→申請手続きに入ります。





# 1. 依頼の受付・・・電話もしくはEmailでご連絡ください。

TEL : 03-3461-9949 / 080-8847-3117      email : fch21080896@gmail.com



# 2. 面談・・・メールか対面もしくは電話で面談いたします。

1の依頼の受付をいたしましたら、2の面談の日程を決めることになります。

2で面談して、お客様の申請内容に変な部分がある場合は、「お断り」する場合があります。

それは明らかに不正な内容の申請には対応できないという当事務所の取り決めと行政書士の倫理観に関する問題があるためです。

ヒアリングは何度でもいたしますので、話し合いで不成行為がない事を確認しましたら契約成立です。

ヒアリングはこちらから出向く場合と、お客様が当事務所のお近くまできていただく場合や**電話やメール、ZOOMなどの方法を利用して**おこないます。

対面の場合、一緒に必要書類や在留カード・パスポートもお持ちください。

お持ちいただく必要書類は1のやり取りの中でお伝えいたします。

お客様が遠方の場合はパスポートと在留カードのみレターパックでお送りいただく方法でも大丈夫です。

申請に必要な書類はデーターによる転送でもかまいません。

### 3. 着手金の支払い…着手金は**20,000**円になります。

契約が成立しましたら、見積書と着手金の請求書を送付（郵送かメールなど）いたします。

見積書には振込金額と振込先の口座番号・口座名義を記載しておきます。

振込をされましたら、「振込明細書」を写真で撮影するかスキャンして当事務所宛にメールなどでお送りください。確認しましたら、申請の手続きの準備に取り掛かります。

#### (1)着手金の取扱

- ・ 着手金は申請の許可がおりましたら、

総報酬額から着手金20,000円を控除して請求いたします。

#### (2)着手金取扱い

- ・ 着手金の返還は不許可の場合でも返還いたしません。

(作業手数料として徴収いたします)



# 当事務所は「紹介制」を採用しています。

在留資格の申請をされるお客様をご紹介いただくと、

ご紹介者様には基本手数料の10%をキックバックいたします。

## キックバックする額

50,000円の10%ですので、振込手数料（550円）を控除した額、4,450円が紹介者の口座に振込まれます。

### (1)キックバックのタイミング

お客様（申請者）から成功報酬の総額の振込があった事を確認してからです。（不許可の場合は無し）  
確認後、ご紹介者様へ連絡いたしますので、振込口座をお伝えください。

### (2)自営業者さまへの提案

自営業されている方は、当事務所と顧問契約をしていただき、店舗にチラシを置いていただきます。  
そのチラシをお持ちになったお客様が申請されますと商店にキックバックされる仕組みもあります。  
顧問期間中は外国人雇用や補助金・助成金などの相談を受け付けます。